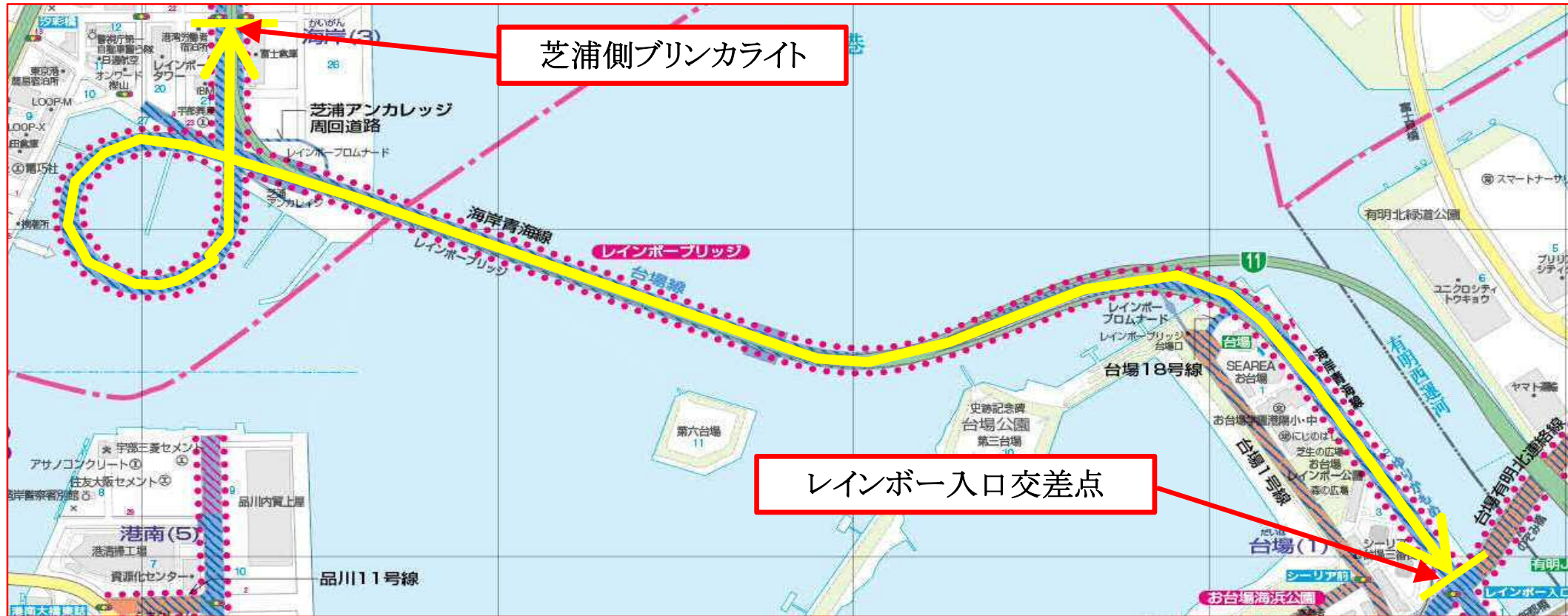


別途様式の「道路使用承認申請」を必要とする箇所

大規模橋梁・トンネル施設1

レインボーブリッジ・東京湾岸アンダートンネル



レインボーブリッジ

「芝浦側ブリンカライト部～台場側レインボー入口交差点手前」まで  
(左図黄色の矢印区間)

東京湾岸アンダートンネル

「台場レインボーブリッジ合流部～青海側ブリンカライト」まで  
(右図黄色の矢印区間)



# 大規模橋梁・トンネル施設2

## 青海トンネル・第二航路海底トンネル・東京港海の森トンネル



### 青海トンネル

「青海有明南線ブリンカライト～青海縦貫線ブリンカライト」まで  
(左図黄色の矢印区間)



### 東京港海の森トンネル

「南北線有明側ブリンカライト～南北線中防側ブリンカライト」まで  
(右図黄色の矢印区間)



### 第二航路海底トンネル

「青海縦貫線ブリンカライト～中防大橋北詰交差点手前」まで  
(左図黄色の矢印区間)

# 大規模橋梁・トンネル施設3

## 臨海トンネル・東京ゲートブリッジ



「城南島ブリンカライト  
～令和島二丁目側ブリ  
ンカライト」まで  
(黄色の矢印区間)



# 港湾道路区間

品川地区・大井地区・昭和島地区・青海地区・海の森地区・新木場地区・若洲地区

下図各地区の黄色で囲んだ道路

